

株券電子化と定款

制度調査部
横山 淳

株券ペーパーレス化レポート No.31

【要約】

2009年1月に予定される株券電子化に向け、上場会社の定款変更の要否に対する関心が高まっている。

「株券を発行する旨」の定款規定については、「みなし定款変更」により特別な手続なしに廃止されることとなる。

それ以外の株券に関する定款規定についても、多くは株券電子化後に事後的・形式的な定款変更手続を行えば足りるという考え方が有力なようである。

ただし、定款規定は各社で内容が異なっており、また、旧端株制度の対応が必要となる会社もあることから、弁護士等と個別に相談・検討を行うことが望ましいだろう。

はじめに

2009年1月に予定される株券電子化まで残り1年を切った¹。

株券電子化に向けた準備が必要なのは、株主や投資家ばかりではない。上場会社も発行会社としての立場から株券電子化対応を進める必要がある。特に、多くの上場会社にとって、2009年1月までに定時株主総会の機会は残り1回となっている。そのため、株券電子化に伴う定款変更の要否などに対する関心が高まっている。

最終的には、各社において個別に検討する必要がある問題ではあるが、株券電子化と定款との関係を整理してみたい。

1. 株券の発行に関する規定

現在のの上場会社の定款には、「株券を発行する旨」を定める規定が設けられている（会社法214条）。例えば、次のような規定である。

「当社は、株式に係る株券を発行する。」（全株懇定款モデル）

¹ 正確な日付は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日を定める政令の公布（2008年秋頃の予定）を待たなければならない。ただし、実務レベルでは、2009年1月5日実施を想定した各種の日程の準備が進められている（証券保管振替機構「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」（2007年11月26日）など参照）。

これは、証券取引所の規則により、上場会社には「指定保管振替機関における取扱いの同意」が求められていること（東京証券取引所有価証券上場規程 205 条 11 号など）、現行の証券保管振替制度は株券の発行を前提に整備されていることが理由である（株券等の保管及び振替に関する法律 23 条、24 条、28 条など）。

これが株券電子化に伴い、株券不発行を前提とした新しい株式振替制度に転換することとなる。それに合せて、上場会社では株券発行の根拠となる「株券を発行する旨」の定款規定を廃止しなければならない。

この点について、法律上、一斉移行日において、上場会社は、同日を効力発生日とする株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款の変更の決議をしたものとみなされることになる（「みなし定款変更」、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律（以下、株式等決済合理化法）附則 6 条）。

「定款の変更の決議をしたものとみなされる」ことから、実際に定款変更の株主総会決議が行われなくても、法律上、定款変更があったものとして取り扱われることとなる。つまり、上場会社としては、特別な手続をとらなくても、自動的に定款が変更され株券不発行に移行する。

ただ、実務上は、株券電子化後最初の株主総会において、事後的・形式的な定款変更手続が行われることも予想される^{2 3}。

2 . 株券に関する規定

(1) 株券に関する主な定款規定と基本的な考え方

上場会社の定款には、前記 1 . の「株券を発行する旨」の規定以外にも、株券の存在を前提とした規定が存在している。一例を挙げれば、次のようなものである。

【株券の種類に関する規定】

「当社が発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。」（食料品）

「当社の株券の種類、株主名簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱い及び株主権の行使の手続等は、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。」（鉄鋼業）

【単元未満株券の不発行に関する規定】

「当社は、 条の規程にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。」（全株懇定款モデル）

【株券喪失登録簿に関する規定】

「当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録

² みなし定款変更があった場合、定款の閲覧等に当たっては「該当条文を削除して開示すべきである」との指摘もある（葉玉匡美（弁護士）「株券の電子化に向けた実務対応（上）」（『旬刊商事法務 No.1822』2008 年 1 月 25 日号）p.34）。株主等の誤解を招かないためにも、こうした対応をとることが望まれよう。

³ 理論上は、効力発生日を一斉移行日とした定款変更手続を、株券電子化前に実施することも考えられない訳ではない。しかし、ほふりへの通知（株式等決済合理化法附則 3 条 1 項）、株券廃止の公告（会社法 218 条）などの事務が煩瑣になることから、よほどの事情がない限り現実的な選択肢ではないだろう。

簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。」(全株懇定款モデル)

厳密には、前記 1 .の「みなし定款変更」の効力はこれらの規定には及んでいない。そのため、本来は、各社が個別に対応(定款変更)しなければならないということになる。

しかし、株券発行の根拠となる定款規定が削除される以上、その他の株券の存在を前提とした定款規定も、その意味を失うとも考えられる。そのため、一般的には、株券電子化前に定款変更を行う必要はなく、株券電子化後に事後的・形式的な定款変更手続を行えば足りるという考え方が有力なようである⁴。

ただ、定款規定は各社で内容が異なっており、また、後述 4 .の旧端株制度の対応が必要となる会社もあることから、弁護士等と個別に相談・検討を行うことが望ましいだろう。

(2) 株券喪失登録簿に関する規定の取扱い

上記の株券に関する定款規定のうち、株券喪失登録簿に関する規定については、その廃止に留意が必要となる。

即ち、会社法上、株券を廃止した会社についても、定款変更日の翌日から 1 年を経過するまでは、株券喪失登録簿を(実際に株券喪失登録の記録が有るか否かに関わらず)備え置くことなどが義務付けられている(会社法 221 条、231 条など)。

その意味では、株券喪失登録簿に関する定款規定を、株券電子化と同時に無効とすることは問題がある。株券電子化後 1 年間経過するまでは、規定の効力を残しておく工夫が必要になるものと考えられる⁵。

3 . 現行ほふり制度に関する規定

株券そのものに関する規定ではないが、現行の証券保管振替制度を前提とした定款規定が設けられている場合もある。一例を挙げれば、次のようなものである。

【実質株主、実質株主名簿に関する規定】

「当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿及び実質株主名簿記載又は記録の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。」(小

⁴ 島尾敏隆(全国株式懇話会理事長)「平成 20 年における株式実務の課題と対応」(『旬刊商事法務 No.1821』2008 年 1 月 5 日号) pp.84-85。葉玉匡美「株券の電子化に向けた実務対応(上)」(『旬刊商事法務 No.1822』2008 年 1 月 25 日号) p.34。いずれも法律上は(文言の調整に過ぎないことから)取締役会決議で行うことが可能としつつも、実務慣行上は、株券電子化後最初の株主総会において、形式的な定款変更決議を行うことになるだろうとしている。なお、葉玉弁護士は「本年の定時株主総会において、単元未済株券の不発行の定めを廃止する定款変更決議を得て、当該決議については、決済合理化法の施行後ただちに効力を生じる旨定めておくことも考えられる」と指摘している。

⁵ 島尾敏隆「平成 20 年における株式実務の課題と対応」(『旬刊商事法務 No.1821』2008 年 1 月 5 日号) pp.84-85。葉玉匡美「株券の電子化に向けた実務対応(上)」(『旬刊商事法務 No.1822』2008 年 1 月 25 日号) p.34-35。なお、葉玉弁護士は、「この文言調整についても、本年または平成 21 年の定時株主総会において、事前に株主総会の決議を得ておき、施行日後 1 年を経過する日においてその文言調整の効力を生じさせることは可能である」と指摘している。

売業)

【根拠法の名称の記載】

「当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主（株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）第30条第1項に規定する実質株主をいう。）を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使できる株主とする。」（鉱業）

株券電子化に伴い現行の証券保管振替制度も廃止され、新しい株式振替制度に移行することになる（株式等決済合理化法附則2条）。それに併せて、これらの定款規定についても、削除あるいは修正が必要となる。

これらの定款変更も、本来は、各社が個別に対応しなければならないものではあるが、基本的には、前記2.と同様に考えることができるだろう。

即ち、株券発行の根拠となる定款規定が削除される以上、その他の株券の存在を前提とした定款規定も、その意味を失うとも考えられる。そのため、一般的には、株券電子化前に定款変更を行う必要はなく、株券電子化後に事後的・形式的な定款変更手続を行えば足りるという考え方が有力なようである⁶。

ただ、定款規定は各社で内容が異なっていることから、弁護士等と個別に相談・検討を行うことが望ましいだろう。

4. 旧端株制度に関する規定

(1) 端株と単元未満株

「単元未満株」と「端株」は、しばしば混同して用いられるが、本来は、全く異なるものを意味している。

「単元未満株」とは、単元株制度を採用している会社の株式で、1単元未満（ただし整数倍）のもののことである。例えば、1単元を1,000株とする会社における100株や50株などが「単元未満株」に該当する。

それに対して、「端株」とは単元株制度を採用していない会社（つまり、売買単位が1株の会社）の1株未満の株式に相当するもののことである。例えば、売買単位が1株の会社における0.1株や0.05株などが「端株」に該当する。

なお、2006年5月に施行された会社法により「端株」制度は廃止されている。現存している「端株」は、会社法施行前から存在し、経過措置によってなお効力を有するとされているものである（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、会社法整備法）86条）。

経過措置に基づく「端株」が残存している会社の定款には、旧端株制度に関する規定が残っている。一例を挙げれば、次のようなものである。

⁶ 注2参照。

【端株の買増請求に関する規定】

「端株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。」（銀行業）

【端株原簿に関する規定】

「本会社の端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、端株原簿への記載または記録、端株の買取りおよび買増しその他端株に関する事務は、これを名義書換代理人に委託し、本会社においては取扱わない。」（サービス業）

【端株主の権利に関する規定】

「本会社の剰余金の配当（以下「期末配当」という。）は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者及び同日の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して行う。」（陸運業）

(2)株券電子化に伴う「端株」の取扱い

株券電子化に伴う取扱いも「单元未満株」と「端株」とで異なっている⁷。

「单元未満株」については、单元株と同様に株券電子化の対象となる。

事前に証券保管振替機構（以下、「ほふり」）に預託されている「单元未満株」であれば、特別な手続なしにそのまま新制度に移行することとなる。例えば、「ほふり」に既に預託されている「单元株式」について、株式分割などに伴って発生した单元未満株などがこれに該当する。

事前に「ほふり」に預託されていない「单元未満株」であれば、上場会社（発行会社）が指定する信託銀行等に特別口座が開設されて、権利保全が図られることとなる。例えば、「タンス株」となっている单元株式について、株式分割などに伴って発生した单元未満株で、株主名簿上に「登録」されているだけのものなどがこれに該当する。

それに対して、「端株」については、株券電子化の対象外ということになっている⁸（会社法整備法242条、社債、株式等の振替に関する法律129条、152条、株式等決済合理化法附則8条など参照）。その結果、理論上は、上場会社の「端株」は、会社法施行前から存在する範囲で、一般の株式とは区分されて、端株原簿でのみ管理されるということになる。

しかし、そのような対応は上場会社にとっても端株主にとっても極めて不便であり、無用の混乱を招きかねない。そこで「ほふり」などでは、一斉移行日までに端株をなくすように上場会社に対して求めているのである⁹。

⁷ 詳細は、拙稿「株券電子化と单元未満株・端株」（2006年7月28日付DIR制度調査部情報）も参照。

⁸ 葉玉弁護士（株式等決済合理化法・会社法制定当時の立法担当者）は、その趣旨を「会社法上、端株制度が廃止され、会社法施行後に新たに端株が生ずることがなくなったことを受け、会社法施行前に発行された少数の端株のために、口座管理機関に対し過度なシステム開発費用を負担させるのは社会経済的な不利益が多いことにかんがみ、端株は振替株式にならないものと整理されたのである」と説明している（葉玉匡美「株券の電子化に向けた実務対応（上）」（『旬刊商事法務 No.1822』2008年1月25日号）p.31）。

⁹ 証券保管振替機構「株券等の電子化に係る制度要綱」（http://www.jasdec.com/download/ds/ds_060327_1.pdf）、第12回株券電子化小委員会資料（http://www.jasdec.com/download/ds/071113_data.pdf）など参照。

(3) 「端株」をなくす方法

具体的に「端株」をなくす方法としては、例えば、次のような方法が考えられる。

一斉移行日の前日を基準日、一斉移行日を効力発生日とする株式分割()及び単元株制度の採用を実施する。

買取請求・買増請求の促進

定款変更による旧端株制度の廃止

() 種類株式発行会社の場合、端数等無償割当て(会社法整備法 88 条)を活用することで同様の効果を得ることもできる。

以下、 ~ の方法について簡単に説明する。

株式分割と単元株制度の採用

の方法は、1 未満の端数である「端株」を繰り上げて、1 の整数倍の「単元未満株」にするというものである。全国証券取引所が進める「売買単位の集約に向けた行動計画」(売買単位を 100 株に統一する計画)¹⁰を踏まえれば「1 株を 100 株に分割し、1 単元を 100 株とする」という形になるであろう。

の方法を採用する場合、株券電子化前に株式分割と単元株制度採用のために必要な手続を完了させておかなければならない。株式分割は取締役会決議で行うことができるが、単元株制度の採用については定款変更手続が必要となる。つまり、本来は、株主総会の特別決議が必要である¹¹(会社法 309 条 2 項)。

ただし、普通株式のみしか発行していない会社については、定款変更手続の特例措置が設けられている。即ち、次の a、b の要件をいずれも満たせば、取締役会決議による単元株制度の採用が認められる(会社法 191 条)。その意味では、普通株式しか発行していない会社にとっては、の方法は比較的簡便な手続で実施できる方法であると言える。

a. 株式分割と同時に実施するものである。

b. 定款変更後の各株主の保有株式数 ÷ 単元株式数 定款変更前の各株主の保有株式数

ただ、市場全体として株券電子化への移行手続の最中に株式分割等が行われることにより、関係者の事務やシステム的な影響等の混乱が生じる危険性もある。そのため、端株主の数が多いため、他の方法を採用することが困難などの事情がない場合、「ほふり」などから の方法は避けるように要請される可能性があるだろう。

買取請求・買増請求の促進

の方法は、買取請求や買増請求を促進することで、実体として「端株」が存在しない状態にするというものである。

¹⁰ 東証のウェブサイトに掲載されている (<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/unit.html>)。なお、拙稿「売買単位は 100 株に統一」(2007 年 11 月 30 日付 DIR 制度調査部情報)も参照。

¹¹ 種類株式発行会社で、ある種類の株式の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合には、種類株主総会の決議も必要となる(会社法 322 条)。なお、種類株式発行会社が、株式分割ではなく端数等無償割当てを利用する場合は、一定の要件の下で、種類株主総会を不要とする明文の規定が設けられている(会社法整備法 88 条 5 項)。

の方法は、あくまでも上場会社（発行会社）と株主の自発的な取組みを促すものであって、株主総会などの特別な手続は必要とされない。もちろん、最終的には既存の「端株」に関する定款規定（前記(1)参照）を削除する必要があるだろう。しかし、実体として「端株」が存在しなくなる以上、会社法下では新たな「端株」が発生することもなく、株券電子化後に事後的に定款変更を行えば足りるものと思われる。

更に、上場会社によっては、次のような削除規定を既に定款に盛り込んでいる場合もある。このような場合は、事後的な定款変更手続も必要ないということになるだろう。

【削除規定】

「本附則第 条は本会社の端株が存在しなくなった時点をもって削除する。」（サービス業）

しかし、買取請求等を行うか否かは端株主自身が決めるものである。会社として強制できるものではない。加えて、その会社が個別に端株主を説得しようとしても、そもそも接触できる端株主の数には限度があるだろう。その意味では、の方法は端株主の数が少数で特定可能な上場会社に適した方法ということになるだろう。

旧端株制度の廃止

の方法は、旧商法の規定に基づいて、定款に「端数を端株として端株原簿に記載又は記録せざる旨」を定めることで、旧端株制度を廃止するというものである（会社法整備法 86 条、旧商法 220 条の 2 第 3 項）。これは、いわば「端株」の強制換価手続である。

の方法を採用するためには、株券電子化前に、定款変更のため、株主総会の特別決議を得る必要がある。加えて、「端株」の合計数に相当する株式の換価（競売・市場売却・自己株式取得）とその代金の端株主への交付手続が必要となる（会社法整備法 86 条、旧商法 220 条の 2 第 5 項、同 220 条 1～3 稿）。そのため、端株主の数が多い場合、上場会社（発行会社）の事務負担が非常に大きくなる可能性がある。

以上、端株をなくす方法の主なものを紹介した。いずれの方法も一長一短あり、どの方法がベストということはない。端株の存在する上場会社は、自社の事情を踏まえて、できるだけ早い時期に適切な対応方法を検討することが望まれる。

5 . 定款以外の社内規程の見直し

なお、上場会社は、定款以外にも、株式取扱規程など株券に関する社内規程を定めていることが一般的である。これらの規程についても、株券電子化に対応したものとなるように大幅な見直しが必要となる¹²。

他の手続とのバランスや定款規程との整合性などの問題もあるが、基本的には、一斉移行日までに規程改正手続（取締役会決議など）を完了しておく必要があるだろう。

¹² 葉玉匡美「株券の電子化に向けた実務対応（中）」（『旬刊商事法務 No.1823』2008年2月5日号）p.33 など。